

平成 29 年度 事業計画書

社会福祉法人小田原市社会福祉協議会

[基本方針]

少子高齢化の進展による、家族形態の変化や、地域社会のつながりの希薄化に伴い、住民を取り巻く環境が大きく変化しつつあるなか、住み慣れたまちで誰もが安心して暮らすことができる「福祉のまちづくり」の推進を使命として取り組んできた本協議会では、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）をはじめとする各種団体とのネットワークを強化しながら、社協らしい事業展開を図れるよう努めてまいります。

[重点目標]

1 第3期地域福祉活動計画の推進

第3期地域福祉活動計画の市民への周知に努めるとともに本計画が効率的に推進できるよう、市や地区社協会長、自治会長、民生委員・児童委員、福祉施設、各種市民活動グループ等と引き続き連携を強化し、計画の実現に努めます。

2 会員の加入促進に向けた取組みの推進

自主性のある運営と事業推進を図るため、住民に対して会員となることの意義や会費の目的・用途等を「社協おだわら」等により積極的に周知し、財政基盤の安定化に向けた取組みを強化していきます。

また、市社協及び地区社協の有用な活動財源であることから、より理解を得られるよう市民及び企業等に向けた情報発信を行います。

3 市内26地区社会福祉協議会の支援及び連携強化

地域福祉を進めるためのネットワーク形成の「核」である地区社協に対して、各種活動等で把握した各地域の特性や課題を的確に踏まえたうえで、さまざまな場面での支援や連携を強化します。

4 支え合いの体制づくりの推進

要援護者に対する見守りを主な目的とする「きずなチーム活動」、地域住民のふれあいの場として拡充しつつある「サロン活動」等、地域における取り組みに対する支援を強化し、支え合いの体制づくりに努めます。

5 ボランティア活動の充実強化

地域の諸団体や行政と連携のうえ、相談、広報啓発、学習（育成）及び寄付（助成）といったボランティアセンター機能の充実強化を図るとともに、災害ボランティアセンター運営研修、市民福祉大学の開催など地域福祉活動計画に沿った事業を展開します。

6 介護保険制度等に基づく事業の適正な運営

介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、適正なサービスの提供及び質の向上に努めます。

7 生活応援隊（生活支援ボランティア）の推進（ケアタウン構想推進事業）

従来の制度的な枠組みでは対応できない生活課題を抱え、社会的に何らかの支援を必要とする方々に対して、地域で支えあう体制づくりを構築するため、市社協及び地域が持つさまざまな資源を活用し、日常生活支援活動の展開に取り組みます。

8 総合相談体制の整備

既存事業を有効活用して、各事業相互の連携を強化し、事務局内相談体制の整備を図り、外部機関と連携した総合相談体制づくりに努めます。また、市民が生活圏域の身近なところで悩みごとや、困りごとを気軽に相談できるよう地域の関係性を高め、生活支援の強化に努めます。

[主な事業]

1 市社協組織体制及び活動の強化

地域福祉の中心的組織としての機能を発揮するため、組織体制を強化し、事業運営を円滑に推進します。

(1) 法人運営関係会議

市社協運営と責任ある執行体制の確立を強化するため、関係会議を定期的を開催します。

- ① 役員幹部会 … 年5回開催
- ② 理事会 … 年5回開催
- ③ 評議員会 … 年3回開催（うち、定時評議員会1回）
- ④ 監事会 … 年2回開催
- ⑤ 評議員選任・解任委員会 … 適宜

(2) 地区社協関係会議

地域福祉を第一線で担う地区社協との連携を密にし、地域・在宅福祉活動の充実を図るため各種会議を開催します。

- ① 地区社協会長会議 … 年3回開催
- ② 地区社協広報担当者連絡会 … 年1回開催
- ③ 地区ボランティアクラブ研修会 … 年1回開催

(3) 専門委員会等運営会議

- ① ボランティアセンター運営委員会 … 年1回開催

ボランティアセンターの事業である寄託金品の取扱いや、その他の目的を達成するために必要な事業の適正な運営を図るため、運営委員会を開催します。

② 交通遺児援護基金運営委員会 … 年1回開催

支度金及び激励金交付の適正を期するため、運営委員会を開催します。

(4) 研修・研究事業

役員等の資質を高めるとともに、市社協の事業等運営の充実及び強化を図るため研修会等を開催します。

- ① 役員等研修会（対象：理事・監事・評議員）
- ② 職員研修
- ③ 地区社協及びボランティア研修等への積極的な職員の派遣

(5) 財政基盤の安定化に向けた取組みの推進

組織管理体制の充実と健全な事業運営等が確立できるよう、経営管理部会を開催します。

- ① 経営管理部会 … 年3回開催

(6) 情報公開の総合的な推進

市民の福祉活動への理解、信頼や積極的な参加を促進することを目的に、情報公開の総合的な推進を図ります。

2 広報・啓発活動の推進

市社協事業、地区社協活動やボランティア活動への取り組みが、より市民に理解され主体的な参加が得られるよう、広報紙「社協おだわら」の充実を図ります。また、市社協の活動や地域福祉に対する市民の関心が一層深められるよう、各種イベント・行事等への参加・協力を通し、啓発活動の推進を図ります。

- (1) 社協会費 PR 紙の発行 … PR 紙を年 1 回発行し、社協会費及び会員に関する情報発信を行います。
- (2) 広報編集委員会 … 年 8 回開催／広報紙「社協おだわら」のより一層の充実を図るため、編集委員会を開催します。
- (3) 広報紙「社協おだわら」 … 年 4 回発行
- (4) ホームページの管理と積極的な情報発信
- (5) 共同募金運動 PR 紙 … 年 1 回発行
- (6) 新年賀詞交歓会の開催
- (7) 各種イベント・行事等の企画及び参加・協力 … 随時

3 地区社会福祉協議会の育成・援助

市内26地区社協が各々の地域の生活福祉課題を明確にし、地域住民が主体的に役割を担いながら課題解決に向けた活動が進められるよう、活動費の補助や各種の情報提供、研修の場づくりを進めます。また、地域福祉活動推進の中心的な担い手として、さまざまな団体、機関等との連携を推進するとともに、サロン活動の推進、地区社協活動を担う新しい人材の育成及び活動拠点整備の研究にも引き続き取り組みます。

- (1) 会費納入実績額に応じた活動交付金を助成（一般会費分：約45%、特別及び賛助会費分：50%）
- (2) 地区社協ブロック別運営費の補助
- (3) 各種活動費の補助（㊦地域安心見守り事業、世代間交流事業、地区情報紙発行事業、㊦地域活動参加促進経費）
- (4) 共同募金協力事務費の交付
- (5) サロン活動の推進（立ち上げ支援、㊦運営費助成）
- (6) 三者（地区自治会連合会長・地区民生委員児童委員協議会会長・地区社会福祉協議会会長）合同研修会の開催
- (7) 地区社協活動拠点整備の研究
- (8) 地域福祉コーディネーター養成研修会の開催
- (9) 新任地区社協会長研修会の開催
- (10) 地区社協活動実践研修会の開催
- (11) きずなチーム代表者連絡会の開催
- (12) きずなチーム員研修会の開催
- (13) きずなチーム地区別研修会の開催支援
- ㊦(14) 地域福祉コーディネーター会活動の助成
- (15) その他、地区社協が開催する各種会議、行事等への職員の積極的な派遣

4 高齢者支援事業の推進

要援護等高齢者の日常生活を援助する一方、高齢者自らが行う生きがいを高めるための活動等に対して支援します。

- (1) 小田原市老人クラブ連合会事業費助成及び運営に協力
- (2) 生きがいふれあいフェスティバルへの協力
- (3) 小田原市いきいき健康事業の実施
- (4) 小田原市食の自立支援事業の実施（高齢者世帯分）
- (5) 地域包括支援センター、福祉施設等との連携推進
- (6) 小田原市アクティブシニア応援ポイント事業の実施
- (7) 家族介護者支援事業の推進

5 児童福祉支援事業の推進

児童・生徒の健やかな成長を促進するための支援事業を推進するとともに、福祉への理解を深め、人権の尊重や社会参加活動への意義等について広く学ぶ機会を提供します。また、児童・生徒にも市社協事業の運営に携わってもらえる場をつくり、参加する側の視点に立った魅力的な事業展開を目指します。

- (1) 小田原市子ども会連絡協議会 インリーダー研修会事業費の助成
- (2) 交通遺児世帯に支度金、激励金、見舞金等を支給
 - ① 市社協単独事業（小学校入学／中学校入学・卒業時／高等学校卒業時に支度金を支給、小学校1～5年・中学校1,2年・高等学校1,2年の各学年の課程修了時、満年齢が6歳に満たない遺児を扶養する世帯に激励金を支給、全対象遺児へ支給品を支給）
 - ② 神奈川県社会福祉協議会受託事業（小学校入学／中学校入学・卒業／高校卒業時に激励金を支給、対象世帯把握時に見舞金を支給）

- (3) 父子家庭の児童等への支援
- (4) 西湘地区里親会 里親講座等事業費の助成
- (5) おだわら21世紀少年事業の研究
- (6) 学校との連携推進
- (7) 小田原市ファミリー・サポート・センター事業の推進（「子育て不安解消室」など相談機能の強化）

6 心身障がい者支援事業の推進

障がい者の自立と社会参加を支援するとともに、各種団体が取り組む事業を側面から援助します。また、各種活動を通して、この分野における地域との連携強化を目指します。

- (1) 小田原市食の自立支援事業の実施（心身障がい者世帯分）
- (2) 小田原市障害者スポーツ・レクリエーション大会開催費の助成
- (3) 障害者スポーツ振興事業費の助成
- (4) 当事者団体等の活動支援
- (5) 福祉施設等との連携推進

7 ボランティア活動の促進とコーディネーター機能の充実・強化

ますます注目、重要視される本活動について、ボランティアセンターを中心にさまざまな機会を通じて住民の関心を高め、住民のニーズを積極的に把握し、活動に対する援助を行うことにより誰もが気軽に参加、活動できる体制整備に努めます。

また、地域等で活動するボランティア育成のための各種講座、研修等の実施及び支援を行うとともにコーディネーター機能の充実・強化を図ります。

(1) ボランティア相談事業と情報発信機能の充実

- ① 活動にかかわる各種相談や情報収集及び提供
- ② ボランティア希望者の登録とニーズの調整

(2) ボランティアグループへの育成支援

- ① 地区ボランティアクラブブロック別連絡会の実施及び連絡会開催費助成
- ② 地区ボランティアクラブの育成
- ③ ボランティアグループ等の活動費の助成

(3) 福祉教育の推進と学習・研修機会の提供

- ① 福祉施設体験学習の開催
- ② 福祉ボランティアスクールの開催（「障がい児支援ボランティア講座」他7講座）
- ③ 移動福祉教育「福祉体験出前講座」の推進（車イス介助法）
- ④ 各種講座修了者のフォローアップ

(4) ボランティア活動従事者の顕彰

(5) 福祉機器等貸出事業

ボランティアセンターが所有・管理する福祉機器・行事用機材を市民に貸し出すことにより、介護者支援、福祉教育の啓発、地区における事業等の支援を図ります。

①福祉機器 … 車イス

②行事用機材 … 着ぐるみ、かき氷機、綿菓子機、ポップコーン機、オーバーヘッドカメラ、簡易テント

③講座用 … 車イス、高齢者疑似体験セット

(6) 各種イベントへの参加

①精神保健福祉地域交流事業への参加及び負担金の支出

(7) 障がい児余暇活動支援事業 「障がい児遊びのひろば」の開催

(8) 市民福祉大学の開催

(9) 災害ボランティアセンターマニュアルに基づく訓練の実施（運営研修会の開催等）

(10) 全国社会福祉協議会「ボランティア活動保険」等加入手続窓口の設置

(11) 障がい福祉施設名産品カタログ&マップの作成（障がい福祉施設物づくり応援事業）

8 生活支援事業の推進

社会的に何らかの支援を必要とする方々に対して、地域で支えあう体制づくりを目指す「日常生活支援活動」の展開に取り組みます。

(1) 「生活応援隊（生活支援ボランティア）」の推進（ケアタウン構想推進事業）

①生活応援隊推進事業の実施

(2) ケアタウン事業の協働推進

①地域福祉コーディネーター活動の推進

(3) ふらっと城山の管理及び各ふらっとスペースの運営支援

9 介護サービスセンター事業の推進

介護保険法に基づき要介護・要支援状態にある者に対し、利用者の心身の状況に応じ自立した日常生活が営まれるよう、適切な居宅介護支援と訪問介護のサービスを提供するとともに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく身体的、精神的、知的、精神障がい者及び障がい児に対しての障害福祉サービスを提供します。

また、各制度の対象外となる者や制度の中で対象外となるサービスを必要としている者に対し、自主契約ホームヘルパー派遣を提供します。

(1) 介護保険法に基づく事業

① 居宅介護支援事業

- ・ケアプランの作成
- ・要介護認定等の代行申請
- ・保険者が実施する訪問調査への協力

② 訪問介護事業

- ・要介護者への身体介護、生活援助のホームヘルパー派遣

③ 介護予防訪問介護事業

- ・要支援者への身体介護、生活援助のホームヘルパー派遣

④ 介護予防・日常生活支援総合事業

- ・要支援者等への身体介護、生活援助のホームヘルパー派遣（国基準の訪問サービス）
- ・要支援者等への生活援助のホームヘルパー等の派遣（基準緩和型の訪問サービス）

(2) 障害者総合支援法に基づく事業

① 障害福祉サービス（居宅介護）

- ・障がい者（身体的、知的、精神的）、障がい児への身体介護、家事援助及び通院介助のホームヘルパー派遣
- ・重度視覚障がい者への同行援護のホームヘルパー派遣

② 地域生活支援事業（移動支援）

- ・障がい者等が円滑に外出することができるように、移動を支援するためのホームヘルパー派遣

(3) 自主契約ホームヘルパー派遣事業

(4) 登録ホームヘルパー研修会の実施（年12回）

(5) 介護サービスセンター事業の適切な運営

国の動向や介護ニーズを踏まえて、常に経営的な視点にたって事業の適切な運営に努めます。

10 成年後見関係事業の推進

(1) 日常生活自立支援事業の実施（小田原市あんしんセンター）

- ① 福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービスの提供

- ② 小田原市あんしんセンター契約締結審査会の開催

(2) 法人後見事業の実施

11 共同募金運動の活動推進

(1) 共同募金（赤い羽根募金・年末たすけあい募金）の実施（10月1日～12月31日）

(2) 年末たすけあい義援金の配分

12 各種関係団体事業への協力

(1) 社会を明るくする運動への参加・協力

(2) 小田原市遺族会運営費助成及び運営協力

13 その他の事業

(1) 火災等による被災世帯等への災害見舞金の支給（神奈川県共同募金会の「たすけあい福祉資金」と合わせて支給）

(2) 苦情解決体制の充実

市社協が提供する各種福祉サービス等に対する苦情に適切に対応し、利用者の権利を擁護し事業の迅速な改善を図ります。

(3) 法外援護事業（旅費・行旅病人扶助費の支給）

(4) 福祉総合相談事業

市社協が実施する各種事業をベースに、多くのアンテナで受けた情報を事務局内で整理・共有し、個別に対応するだけでなく、組織全体で取り組む課題として捉え、関係機関とのネットワークを活かした問題解決と予防のための相談体制の整備に努めます。

(5) 生活困窮者支援事業（食糧物資の援助）

(6) 九都県市合同防災訓練（災害ボランティアセンターの運営訓練）

(7) 市内社会福祉法人の評議員確保に向けた相談受付

[受託団体・事業等一覧]

団体事務受託	小田原市受託事業	神奈川県社会福祉協議会受託事業
(1) 共同募金会小田原市支会 (2) 小田原創友クラブ (小田原市老人クラブ連合会) (3) 小田原市遺族会 <p style="text-align: right;">(3 団体)</p>	(1) 小田原市食の自立支援事業 (2) 小田原市いきいき健康事業 (3) 小田原市ファミリー・サポート・センター事業 (4) 小田原市アクティブシニア応援ポイント事業 (5) 小田原市社会福祉センター管理 <p style="text-align: right;">(5 事業)</p>	(1) 生活福祉資金貸付事務 (2) 日常生活自立支援事業 (小田原市あんしんセンター) <p style="text-align: right;">(2 事業)</p>